

(別紙)

### 第三分野商品（がん保険）の限度額規制に関する要望

- 1 第三分野商品の発売については、一昨年（平成19年9月10日）ご認可いただいた「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」において、他の生命保険会社との連携等の下、その実施を表明しているものです。
- 2 この計画に沿って、弊社は、平成20年2月22日に日本生命保険相互会社と一部業務の提携を行い、郵便局を通じて販売する第三分野商品の準備を進めてまいりました。
- 3 貯蓄性商品の伸び悩みや保有契約件数の減少が見込まれる中、お客さまの利便性を向上させると同時に、弊社の企業価値を向上させるためには、お客さまの生存保障ニーズに適切に対応した第三分野商品の販売開始が不可欠です。
- 4 具体的な商品内容については、お客さまニーズへの対応、マーケットの状況などの観点から、入院保険金の支払日数、手術保険金の支払回数等に制限の無いがん保険を予定しておりますが、現行の限度額規制の下では、このような支払日数等に制限の無い商品は認められておりません。
- 5 そこで、がん保険を発売するため、第三分野商品（がん保険）の限度額について、現行の限度額とは別枠とし、入院保険金の日額によって管理するよう、郵政民営化法施行令の改正を早期に実現していただきますようお願いいたします。

以上